

令和6年第4回南関町議会定例会（第3号）

令和6年12月6日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 議案第58号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和6年度南関町一般会計補正予算（第4号））

日程第2 議案第59号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第3 議案第60号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第61号 南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第62号 南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第63号 南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第64号 令和6年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

日程第8 議案第65号 令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第9 議案第66号 令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第10 議案第67号 令和6年度南関町下水道事業補正予算（第2号）について

日程第11 議案第68号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第12 議案第69号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第13 議案第70号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第14 議案第71号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第15 議案第72号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第16 議案第73号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第17 議案第74号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第18 議案第75号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第19 議案第76号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第20 議案第77号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第21 議案第78号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第22 議案第79号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

追加日程第1 委員会提出議案第1号 南関町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

追加日程第2 議案第80号 南関町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第3	委員会提出議案第2号 南関町議会ハラスメント根絶条例の制定について
追加日程第4	議案第81号 物品売買契約の締結について
追加日程第5	議員派遣の件について
追加日程第6	委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」 陳情第4号（令和6年10月29日受理）安全・安心の医療・介護 実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書
追加日程第7	委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」 陳情第5号（令和6年10月29日受理）介護保険制度の抜本改 善、介護従事者の処遇改善を求める要請書
追加日程第8	委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」 陳情第6号（令和6年10月29日受理）政府の責任で医療・介護 施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求め る陳情書
追加日程第9	閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」
追加日程第10	閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」
追加日程第11	閉会中の継続調査について「広報常任委員会」
追加日程第12	閉会中の継続調査について「議会運営委員会」
追加日程第13	閉会中の継続審査について「文教厚生常任委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番 福山 美佳 君	2 番 伊藤 博長 君
3 番 矢野 修一 君	4 番 西田 恵介 君
5 番 北原浩一郎 君	6 番 中村 正雄 君
7 番 杉村 博明 君	8 番 井下 忠俊 君
9 番 境田 敏高 君	10 番 山口 純子 君
11 番 立山比呂志 君	12 番 立山 秀喜 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 佐藤 安彦 君	副 町 長 坂田 浩之 君
教 育 長 永杉 尚久 君	総 務 課 長 嶋永 健一 君
税務住民課長 武田 博 君	まちづくり課長 田代 由紀 君
福 祉 課 長 多田隈志保 君	健康 推進 課長 猿渡 隆史 君
経 済 課 長 武田 信幸 君	建 設 課 長 田口 明 君
教 育 課 長 城野 和則 君	会 計 管 理 者 田中 龍城 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 福山 光明 君	書 記 山下 飛鳥 君
----------------	-------------

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

—————○—————

日程第1 議案第58号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和6年度南関町一般会計補正予算（第4号））

○議長（立山秀喜君） 日程第1、議案第58号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第2 議案第59号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第2、議案第59号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第60号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第3、議案第60号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第61号 南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第4、議案第61号、南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第62号 南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第5、議案第62号、南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営

並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第63号 南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第6、議案第63号、南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第64号 令和6年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第7、議案第64号、令和6年度南関町一般会計補正予算（第5号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第64号、令和6年度南関町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第65号 令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第8、議案第65号、令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第66号 令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第9、議案第66号、令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第67号 令和6年度南関町下水道事業補正予算（第2号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第10、議案第67号、令和6年度南関町下水道事業補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、令和6年度南関町下水道事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第68号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（立山秀喜君） 日程第11、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第69号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 議案第69号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第69号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第70号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 議案第70号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第70号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第71号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 議案第71号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第71号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第72号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 議案第72号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第72号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第73号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 議案第73号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第73号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第74号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 議案第74号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

てを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第74号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第75号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 議案第75号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第75号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第76号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 議案第76号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第76号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第20 議案第77号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） ここで西田議員の退席をお願いします。

[西田議員退出]

議案第77号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第77号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここで西田議員の入場を許します。

[西田議員入場]

—————○—————

日程第21 議案第78号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 議案第78号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第78号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第79号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 議案第79号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第79号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） お諮りします。ただ今、追加議案が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第13として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程13を議題にすることに決定しました。

職員に追加議案を配布させます。

[議案配布]

○議長（立山秀喜君） 追加議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

事務局長。

○事務局長（福山光明君） それでは、追加日程、議案名を読み上げます。

追加日程第1 委員会提出議案第1号 南関町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

追加日程第2 議案第80号 南関町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第3 委員会提出議案第2号 南関町議会ハラスメント根絶条例の制定について

追加日程第4 議案第81号 物品売買契約の締結について

追加日程第5 議員派遣の件について

追加日程第6 委員会報告について

文教厚生常任委員会・陳情付託の件

陳情第4号（令和6年10月29日受理）安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書

追加日程第 7

委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 5 号（令和 6 年 1 0 月 2 9 日受理）介護保険制度の抜
本改善、介護従事者の処遇改善を求める要請書

追加日程第 8

委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 6 号（令和 6 年 1 0 月 2 9 日受理）政府の責任で医療・
介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人
員増を求める陳情書

追加日程第 9

閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第 1 0

閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

追加日程第 1 1

閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第 1 2

閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

追加日程第 1 3

閉会中の継続審査について「文教厚生常任委員会」

以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

委員会提出議案第 1 号 南関町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） それでは、追加日程第 1、委員会提出議案第 1 号の提案理由の説明を求めます。
議会運営委員長。

○議会運営委員長（中村正雄君） 「委員会提出議案第 1 号、南関町議会議員の請負の状況の公表に関
する条例の制定について」提案理由と内容の説明をいたします。この議案は、南関町議会会則規則第
1 4 条第 3 項の規定により、提出します。提案理由は、地方自治体の改正により、議会として新たに
条例を制定する必要があるためです。次のページに行きます。

主なものについて説明いたします。第 1 条に目的を掲げております。この条例は南関町議会議員が、
南関町に対し請負をするもの、またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等
により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目
的とするものです。第 2 条に報告内容を掲げております。議員は毎年 6 月 1 日から同月 3 0 日までの
間に、前会計年度における南関町に対する請負に対して次の事項を報告しなければならないとして
（1）（2）の内容を掲げております。第 3 条として報告の一覧の作成及び公表ということで、議長は
一覧を作成し公表しなければならないとしております。最後に附則としてこの条例は、公布の日から
施行し、令和 7 年 4 月 1 日に始まる会計年度における請負から適用する。

以上です。審議の上、採決をお願いいたします。

本案は、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、委員会提出議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号、南関町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第2 議案第80号 南関町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 次に追加日程第2、議案第80号の提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 皆さん、おはようございます。「第80号議案、南関町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律、令和4年法律第101号の施行に伴い、議員の当該地方公共団体に対する請負の制限が緩和されたことを受け、関連する南関町政治倫理条例第3条に規定している。町工事等の契約に対する遵守事項について、地方自治法の各種規定に沿った改正をする必要があるためでございます。次のページをお願いします。改正条文でございます。

南関町政治倫理条例の一部を改正する条例。南関町政治倫理条例、平成12年条例第27号の一部を次のように改正する。第3条第1項を次のように改める。議員及び町長等は、地方自治法昭和22年法律第67号、第92条の2、第142条、第166条第2項及び第108条の5第6項の趣旨を遵守し、町民に対し疑念の念を持たれないよう努めなければならない。第3条第2項を削る。附則としましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 追加日程第2、議案第80号、南関町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、委員会提出議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、南関町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 委員会提出議案第2号 南関町議会ハラスメント根絶条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 追加日程第3、委員会提出議案第2号の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（中村正雄君） 「委員会提出議案第2号、南関町議会ハラスメント根絶条例の制定について」提案理由と内容の説明をします。この議案は、南関町議会会議規則第14条第3項の規定によって提出します。提案理由は、ハラスメントを防止・根絶するために議会として新たな新たな条例を制定する必要があるためです。

次のページから主なものを説明させていただきます。第1条として目標を掲げております。

この条例は、南関町議会議員による議員の地位を利用した南関町職員に対するハラスメント及び議会間のハラスメントを防止・根絶するための措置を講じ、職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、市政の効率的運用に寄与し、もって町民から信頼される議会の実現に資することを目的とすると掲げています。第2条の定義については各用語の定義について説明をしております。次のページ、第3条に議長の責務を掲げております。第4条には議員等の責務を掲げております。第5条として啓発、研修として、議長は研修実施等を行うものとして掲げております。第6条に相談窓口として、議会事務局に相談窓口及び相談員を設けるとしております。

次のページ行きまして、相談時の処理として相談があった後のですね、手順について主なことをこちらに掲げております。それから第8条は調査協力義務を、掲げております。第9条として相談事案関係者の義務を掲げております。次のページ移りまして第10条として、被害防止の措置として掲げております。第11条にはハラスメント第三者調査委員会を必要に応じて設けることとしております。第12条として公表等ということで公表についての内容を掲げています。第13条に議場の職務代行、それから第14条にはプライバシーの保護、次のページに行きまして、第15条として不当な取扱いの禁止、第16条にはこの条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。附則としてこの条例は令和7年4月1日から施行する。

以上が内容です。審議の上、ご採決をお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 追加日程第3、委員会提出議案第2号、南関町議会ハラスメント根絶条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

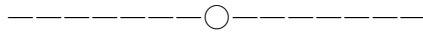
これから、委員会提出議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第2号、南関町議会ハラスメント根絶条例の制定については、原案のとおり可決されました。



追加日程第４ 議案第８１号 物品売買契約の締結について

○議長（立山秀喜君） 次に追加日程第４、議案第８１号の提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 「第８１号議案、物品売買契約の締結について」提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、多世代交流拠点施設、南の関うから館の整備に伴い、必要な家具などの物品売買契約を締結するにあたり、予定価格７００万円以上の財産の取得については、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案書を願ひいたします。まず、契約の目的は、多世代交流拠点施設、南の関うから館の整備に必要な家具等物品の購入でございます。納入場所は南関町大字関町１２３０番地、南の関うから館。入札の方法は指名競争入札で行っております。契約金額は消費税を含んだ金額で２,８３４万７,０００円でございます。契約の相手方は株式会社インターオフィス、東京都港区南青山１－２－６、ラティス青山スクエア６階、代表取締役岩下雅則でございます。納期は令和７年３月３１日までとしております。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 追加日程第４、議案第８１号、物品売買契約の締結についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

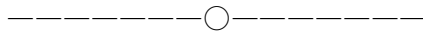
これから、議案第８１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８１号、物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。



追加日程第５ 議員派遣の件について

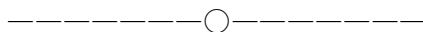
○議長（立山秀喜君） 追加日程第５号、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思えます。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長にご一任頂きたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。



追加日程第6 委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第4号（令和6年10月29日受理）安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書

○議長（立山秀喜君） 追加日程第6、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました、陳情第4号（令和6年10月29日受理）安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎君。

○文教厚生常任委員長（北原浩一君） 令和6年12月6日、南関町議会議長立山秀喜様。

南関町文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第4号。付託年月日、令和6年11月22日。

件名、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書。

審査の結果、継続。委員会の意見、町内事業所の実情調査、把握が必要なため。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は、継続審査とすることです。委員長の報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、陳情第4号（令和6年10月29日受理）安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書については、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第7 委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第5号（令和6年10月29日受理）介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める要請書

○議長（立山秀喜君） 追加日程第7、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました、陳情第5号（令和6年10月29日受理）介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める要請書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎君。

○文教厚生常任委員長（北原浩一君） 令和6年12月6日、南関町議会議長立山秀喜様。

南関町文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第5号。付託年月日、令和6年11月22日。

件名、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める要請書。

審査の結果、継続。委員会の意見、町内事業所の実情調査、把握が必要なため。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は、継続とすることです。委員長の報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、陳情第5号（令和6年10月29日受理）介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める要請書については、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第8 委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第6号（令和6年10月29日受理）政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書

○議長（立山秀喜君） 追加日程第8、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました、陳情第6号（令和6年10月29日受理）政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎君。

○文教厚生常任委員長（北原浩一君） 令和6年6月7日、南関町議会議長立山秀喜様。

南関町総務産業常任委員会委員長、北原浩一郎。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第6号。付託年月日、令和6年11月22日。

件名、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書。

審査の結果、継続。委員会の意見、町内事業所の実情調査、把握が必要なため。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は、継続審査とすることです。委員長の報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、追加日程第8、陳情第6号（令和6年10月29日受理）政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書については、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第9 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第9、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第10 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第10、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第11 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第11、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第12 閉会中の継続調査について 「議会運営委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第12、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第13 閉会中の継続審査について「文教厚生常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第13、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第4回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前10時56分